



家庭での取組

家庭は、子どもにとって「巣」であり「お城」であり、家族にとっても心の安らぐ場です。あいさつや家族一緒の食事など、団らんのある家族は、温かく、明るく、和やかです。互いを思いやり、気がねなく話し合える雰囲気の中で、子どもたちはすくすく育っていきます。そのような家庭の中で、情緒が安定し、情操の芽生えも培われていきます。人育ちの基本は家庭生活です。

保育所・幼稚園・学校での取組

保育所や幼稚園、学校は、社会生活を営むために必要な知識やルールなどを、子どもの発達段階に応じて習得させる場です。子どもを見つめ話に耳を傾け、子どもの変化に応じて成長を支援するとともに、命の大切さを感じとる心と自尊感情を育む保育・教育に取り組まなければなりません。子どもや保護者等と連絡を密にし、地域や関係機関と連携することで、子どもの育ちや安全を確保し、地域の養育力の向上に寄与することも大切です。

地域での取組

地域社会は、そこに暮らす人々を支える基盤です。生き生きとした地域社会であるためには、自治会活動が活発でなければなりません。子ども会や老人会等の活動を活性化したり、保育所・幼稚園・学校など関係機関と積極的に連携して、子どもの安全の確保に協力するなど、地域の養育力を高めることが求められています。孤立した家庭をなくすように配慮するとともに、児童虐待には迅速かつ的確な対応が必要です。

企業での取組

働くことは従業員に生き甲斐を与え、その家庭に経済的な安定をもたらす大切な営みです。また、企業も社会の一員として、子どもたちの健やかな成長に責任があります。

従業員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現するために、「一般事業主行動計画」を策定し取組内容を明記するなど、子育てしやすい制度や職場環境づくりに努力することが大切です。

すべての大人が協働して、
たくましい長崎っ子を
育みましょう！



長崎っ子を育む 行動指針



～はじめましょう！子どもたちの未来のために～

【現状】
家庭・地域の養育力の低下、
児童虐待の深刻化など

知事の緊急アピール(6つの提案)

長崎っ子を育む行動指針

長崎っ子が夢と希望を持って成長できる環境の整備

家庭

保育所・幼稚園・学校

地域・企業

すべての大人の取組

21世紀を生きる
たくましい長崎っ子

- ◎困難にくじけない強さ
- ◎人を思いやる優しさ
- ◎夢の実現に向けた高い志

長崎県の子どもたちが夢と希望を持って成長できる環境をつくるために、県民のみなさんは次のことに気をつけて、子どもたちと向き合ってください。
さあ、今日から、あなたからはじめましょう！

STEP

1

子どもたちをしっかりと見つめ、
話に耳を傾け、その心を感じ
理解しましょう！



子どもと接するときは、しっかりと目を見つめて話に耳を傾けましょう。子どもは、相手が真剣に聴いているか敏感に感じています。子どもとのふれあいや言葉のキャッチボールを通して、気持ちを伝えあい、小さな変化も見逃さないようにしましょう。

STEP

2

一人で考え込まず、誰かに相談し
ましょう！また、困っている人
は進んで手を貸しましょう！



あなたの周りには、相談できる人が必ずいます。悩んだらまず相談しましょう。子どもの問題は、皆で力を合わせて解決していきましょう。また、周囲に困っている人がいたら、進んで相談のりましょう。

STEP

3

ちょっとおせっかいかな？
そんな大人を目指しましょう！



トラブルを避けて見て見ぬ振りをする大人ではなく、ちょっとおせっかいで、面倒見の良い大人が必要です。自分の生き方を見つめ直して、子どもの手本になる大人を目指しましょう。

学校での取組

小学校

児童が日常生活に必要なことがらについて、基礎的な理解・技能・能力を身につける場です。家庭等と協力して、学びの習慣や基本的な生活習慣の定着を支援し、豊かな心・確かな学力・体力の向上を図り、生きる力を育むことが大切です。

①子どもの生きる力の育成

- *かけがえのない命の大切さを、あらゆる学校活動の中で教えましょう。
- *社会生活のルールや生活習慣が身につく場としましょう。
- *確かな学力の定着を念頭においた学習活動を展開しましょう。
- *体験活動をさせましょう。
- *学校支援会議等を通して、地域の優れた人材を教育活動に活用しましょう。
- *一人ひとりの子どもを見つめて、個々の様々な能力を引き出す取組をしましょう。
- *幼児や赤ちゃんとふれあう体験をさせましょう。



②連携から協働へ

- *学校の様子を、家庭や地域に発信しましょう。
- *学校行事に地元自治会等を招待する等、地域との連携を強化しましょう。
- *生活リズムや食に関する職員研修を行い、情報を家庭にも伝えましょう。
- *特別支援教育や障害のある子ども等への正しい理解を進めましょう。
- *医療機関等と連携して、発達障害の子どもへの早期発見と、適切な支援に努めましょう。
- *保育所、幼稚園との連携をはかり、一人ひとりのスムーズな育ちを支えましょう。
- *虐待を受けたと思われる児童を発見したら、直ちに市町の窓口などに通告し、連携して対応しましょう。(児童福祉法第25条により、発見者には通告義務があります。 p20参照)

中学校

生徒が社会の形成者として必要な資質を養う場です。将来の進路を選択する能力を養い、その実現に向かって努力する意欲や意志を育てることが大切です。

①子どもの生きる力の育成

- *思春期の特性をふまえて、命を大切に教育に取り組みましょう。
- *社会生活のルールや生活習慣が身につく場としましょう。
- *基本的な生活習慣の確立に努めましょう。
- *確かな学力を念頭においた教育活動を進めましょう。
- *職場体験等を実施し、働く意味を教えましょう。
- *地域の優れた人材を教育活動に活用しましょう。
- *幼児や赤ちゃんにふれあう体験をさせましょう。



②連携から協働へ

- * 学校の様子を、家庭や地域に発信しましょう。
- * 学校支援会議等を通して、地域との連携を強化しましょう。
- * 小学校、高等学校等と連携しましょう。
- * 生活リズムや食に関する職員研修を行い、情報を家庭にも伝えましょう。
- * 障害のある子ども等との交流を進め、特別支援教育等への正しい理解を進めましょう。
- * 非行や犯罪等には、関係機関と連携して取り組みましょう。
- * 虐待を受けたと思われる生徒を発見したら、直ちに市町の窓口などに通告し、連携して対応しましょう。(児童福祉法第25条により、発見者には通告義務があります。 p20参照)

高等学校

生徒が社会に役立つ人間として必要な資質を養う場です。社会人としての自覚と判断力を身につけさせ、自己実現をめざす教育を行うことが大切です。

①社会人としての自覚を持たせる指導

- * 人生設計を念頭においた進路指導を行いましょう。
- * 幼児や赤ちゃんにふれあう体験をさせ、命の大切さと親になる自覚を持たせましょう。
- * 感染症予防や犯罪から身を守る教育を行いましょう。

②連携から協働へ

- * 学校の様子を、家庭や地域に発信しましょう。
- * 地元の中学校等と連携しましょう。
- * 非行や犯罪等には関係機関と連携して取り組みましょう。

